

事務連絡
平成28年2月15日

日本ボウリング場厚生年金基金
設立事業主各位
(回覧指定：総務・人事ご担当者)

日本ボウリング場厚生年金基金
常務理事 橋目 嘉文

基金解散に伴う事務処理等について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、予てよりご連絡させていただいております基金解散につきまして、当基金は去る1月14日の代議員会にて“解散認可の申請を行うこと”を決議し、1月28日に厚生労働省に解散認可申請書を提出いたしました。今後は、3月28日に解散の認可を受け、清算終了に向けて手続きを進めていく予定です。なお、解散認可後におきましては、現行の当基金への事務手続等を下記のとおりのお取り扱いとさせていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 掛金の請求について

(1) 当基金へ納付いただく掛金は、2月掛金分（3月に納入告知）が最後になります。

(当基金の掛金種別料率)

	合計	加入員負担	事業主負担
基本標準掛金 (代行保険料)	24/1000 (24/1000)	12/1000 (12/1000)	12/1000 (12/1000)
加算標準掛金	9/1000	—	9/1000
特別掛金	2/1000	—	2/1000
事務費掛金	1.5/1000	—	1.5/1000

(2) 現在当基金より請求しております「代行保険料相当分」(※1) につきましては、3月掛金分（4月に納入告知）から現行の厚生年金保険料に合算(※2) されて国から請求されます。

(※1) 上表のカッコ内に記載した24/1000です。

(※2) 合算後の保険料率は178.28/1000です。(平成28年3月～平成28年8月)

2. 当基金への適用関係の書類提出について

(1) 平成28年3月分から提出不要となる届出

①加入員資格取得届（取得届）	⑧育児休業等取得者申出書（新規・延長）
②加入員報酬標準給与月額変更届（月変届）	⑨育児休業等取得者終了届
③加入員報酬標準給与月額算定基礎届（算定届）	⑩育児休業等終了時報酬月額変更届
④加入員賞与支払届	⑪産前産後休業取得者申出書
⑤加算適用開始届	⑫産前産後休業取得者変更（終了）届
⑥加算適用除外者届	⑬産前産後休業終了時報酬月額変更届
⑦加算適用終了届	⑭その他

※ 平成28年2月末日分まで、当基金への届出が必要となります。（遡及扱い分を含む）
万が一ご提出された不要分の届出につきましては、当基金にて処分させていただきます。
（年金事務所へは、今までどおりご提出願います。）

（例）平成28年度算定調査にて、2月月変が判明 ⇒ 基金にもその時点で必ずご提出下さい。

(2) 解散認可後も残余財産の分配が完了するまでご提出頂く届出

- 加入員資格喪失届（喪失届）
- 加入員氏名変更（訂正）届
- 基礎年金番号の届
- 氏名・住所等修正届（今回お届けのCD-R）

※ 解散認可日時点、加入員でその後ご退職された方に残余財産の分配に関するお知らせ等を行うため、当基金でその退職者のご連絡先(住所)を把握しておく必要があります。従いまして、解散認可後もご退職があった場合には、加入員資格喪失届（喪失届）に退職者の住所を記載して、当基金宛てにご提出ください。

3. 加入員の住所等の提出・変更について

加入員の皆様には、基金解散後も（残余財産の分配時まで）当基金から大事なお知らせがありますので、貴事業所の解散認可時点における貴事業所の加入員全員の住所情報(※)について、まとめてご提供ください。また、その後、氏名・住所等に変更があった際にも、基金宛にご連絡下さいますようお願い申し上げます。

また、退職後の転居は所在不明が起きやすいので、ご退職後に氏名・住所等の変更があった場合にはご本人から当基金にご連絡下さるよう、徹底をお願い致します。

※FAXまたはデータ・ファイル（様式は同送のCD-Rに収納）にて、加入員番号、氏名（氏名変更の場合は新・旧氏名）、新住所(郵便番号を含む)、連絡先をご連絡下さい。

4. 死亡者のご連絡について

解散認可日時時点で基金の加入員であった皆様のなかで、解散認可日以降（分配までの間）に、死亡された方がありましたら、随時ご連絡願います。

☞ご連絡を頂いた後に、改めて基金より今後の手続きについてのご案内を致します。

おって、誠にお手数ですが加入員の皆さまには、添付の「厚生年金基金の解散のお知らせと将来の年金について」を回覧いただきたく、併せてお願い申し上げます。

以上

<同封物>

1. 「厚生年金基金の解散のお知らせと将来の年金について」（加入員の皆さま回覧用）
2. CD-R（住所・氏名変更用データファイル様式）

<お問合せ先>

日本ボウリング場厚生年金基金 事務局

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町16-6 香取ビル8F

TEL 03-5642-6448 FAX 03-5641-3585

平成28年2月

日本ボウリング場厚生年金基金
加入員の皆様へ

日本ボウリング場厚生年金基金

厚生年金基金の解散のお知らせと将来の年金について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、日本ボウリング場厚生年金基金（以下「当基金」といいます。）は、先般ご案内のとおり平成28年1月14日の代議員会にて“解散認可の申請を行うこと”を決議し、1月28日に厚生労働省に解散認可申請書を提出いたしました。今後は、3月28日に解散の認可を受け、清算終了に向けて手続きを進めていく予定です。

当基金の解散に伴い、将来あなたが年金の支給開始年齢に達した以後、当基金よりお支払する予定であった基金加入期間分の年金（国の代行部分）は、厚生年金保険法の定めにより国（年金事務所）に引き継がれ、将来「老齢厚生年金」として支給されることとなります。

国（年金事務所）からの「老齢厚生年金」は、厚生年金保険の老齢厚生年金等（以下「老齢厚生年金等」といいます。）を受けている場合に限り支給されることとなっており、その年金の額は、老齢厚生年金等と同じ基準により計算されます。

将来あなたが老齢厚生年金等を受けられるようになった時には、老齢厚生年金等の年金手帳の写しを添えて、ご自身で国（年金事務所）に「老齢厚生年金」の年金請求を行なって下さい。

加入員の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒事情ご賢察のうえ、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

<当基金の連絡先>

日本ボウリング場厚生年金基金 事務局（平日：9:00~17:00）

〒103-0001

東京都中央区日本橋小伝馬町16-6 香取ビル8F

TEL 03-5642-6448

FAX 03-5641-3585